

**新刊紹介**

アンヌ＝マリー・ギルマール 著 藤森宮子 監訳  
**『社会保障制度の高齢化への挑戦—世代間の連帯契約で新たな制度を構築する—』**  
 (ミネルヴァ書房, 2019年)

佐藤 格\*

高齢化は先進各国において共通して大きな問題になっており、それに対する政策のあり方は国によって異なる。特に雇用、あるいは社会保護の政策をどのように変化させていくのか、という点は、高齢者の割合が増加するだけでなく、生産年齢人口も高齢化している先進国において、大きな問題となっている。本書は高齢化に対応した多様な公共政策について、さまざまな角度から国際比較を試みている。

本書は3部8章から構成される。第Ⅰ部は「高齢化とその課題への考察」がテーマである。第1章では分析的概念的枠組みが示される。特に労働力の高齢化が進む中で、人生のキャリア後半期に影響を及ぼす雇用および社会保護の公共政策について比較検討するとともに、先進国に共通する人口的制約に対する各国の回答の多様性を分析している。第2章では先進国におけるキャリア後半期、すなわち主に50歳以上の労働者について、労働市場における地位がどのようにになっているのかについて比較分析を行っている。

第Ⅱ部は「年齢と労働：就労人口の高齢化の課題」がテーマとなる。第3章では社会保護と雇用政策の論理に関して、キャリア後半期の労働市場のあり方を、雇用への統合政策の有無、あるいは非労働リスクの補償水準の高低に従い4つに分類している。すなわち、

タイプ1：周縁化／補償つき排除（ドイツ、フランス、オランダ）  
 タイプ2：労働市場への統合／再統合（スウェー

デン、デンマーク）

タイプ3：労働市場での維持（日本）

タイプ4：排斥／維持（米国、英国）

であり、この分類をもとに、次の第4章では1980年代末から2000年代初頭までの期間におけるフランス・スウェーデン・日本・英國の4か国の事例を取り上げている。手厚い補償により早期退職を促されるフランス、寛大な社会給付と積極的な労働市場政策により向老期就労者の労働市場への参入を維持するスウェーデン、勤労者には就労の義務、雇用主には雇用機会担保の義務という原則により年配就労者の高い就業率を維持している日本、非労働リスクに対する低水準の保護と、極めて限られた雇用保護や雇用への統合政策により、50歳以上の労働者が労働市場の変動に強い影響を受けている英國といった特徴をもとに、それぞれについて詳細な分析を加えている。第5章では企業の労働需要に焦点をあて、フランスと日本について、年齢に応じた人材管理がどのように異なるかを比較検討している。第6章では年配労働者の早期退職傾向の反転に成功したオランダとフィンランドを取り上げ、どのような改革が行われてきたのかを分析している。

第Ⅲ部は「社会生活時間の変革と年金制度の変化」がテーマである。第7章では、これまでの議論をふまえ、人生を教育、労働、引退と区分していたライフサイクルの3段階が分解され、規範の確実性の危機や先の見通しの危機が発生したとする。特に社会保険制度の正当性は長期の見通しの

\* 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部第1室長

明白性に基づくとして、予測の危機は福祉国家の正当性の危機を引き起こすと指摘する。このようなかで、社会保護の目的は雇用の安定性やリスク補償を保障することから、個人の継続性の保障や自律の推進といった、「社会的投資」の方向へ向かうべき、すなわち社会的国家は積極的で予防的な投資家になるべきであるとしている。最後の第8章ではフランスの制度改革について取り上げつつ、世代間の連帯契約の再構築として、全生涯にわたる積極的雇用政策の複合化、教育と年金に関する公的支出の連結、私的な生前譲渡の加速などが必要であるとしている。

本書の冒頭でも「日本の読者の皆さん、人口高齢化に適応するために自国が達成した著しい進歩の価値を評価することを期待したい」と述べられている通り、日本は年金支給開始年齢の引き上げとともに雇用延長を図るというように、雇用と年金の接続を目指し、高年齢者の雇用を維持してきた。しかし今後も進展する少子高齢化の中で政策変更が行われるようなことがあれば、その際には他国の経験もまた重要な知見となるだろう。ぜひ多くの方に一読をお勧めしたい。

(さとう・いたる)